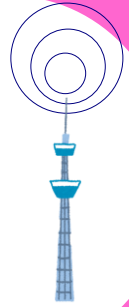


二つ橋スカイツリーレター No.51



横浜市立二つ橋高等特別支援学校 キャリア支援部だより

令和3年9月14日発行

この『二つ橋スカイツリーレター』は、キャリア支援部が発行しているおたよりです。ここでは地域支援や福祉関係のさまざまな情報を生徒、保護者のみなさまにお伝えしています。さて今回は以前よりお問い合わせが多かった「障害基礎年金」についてのお話です。2年前にも一度「障害基礎年金」について取り上げましたが、現在の1・2年生の保護者の方はわからないことがいっぱい不安という声を多く聞きました。そこで再度この「障害基礎年金」についてお伝えしていきたいと思っております。

生徒の皆さんは「障害基礎年金」についてご存じですか？皆さんが20歳になったら申請できる制度です。これは障害により皆さんの日常生活や仕事に支障があり充実した自分らしい生活を送れない人に対して、生活の保障をしてくれる役割のものです。この申請が認められると、1か月に約65000円のお金をもらうことができます。これに皆さんが働いて稼ぐ給料を合わせて、自立した生活を送っていきます。ぜひ覚えておいてください。

「二つ橋高等特別支援学校を卒業の生徒はなぜ 障害基礎年金をなかなかもらえないのか？」

ここからは少し難しい話しになりますので、保護者の皆さま向けに説明していきます。「障害基礎年金」についての基本的な説明は「二つ橋スカイツリーレター No.47」をご覧ください。本校のホームページより見ることができます。今回はそれを踏まえてのお話しになります。情報量が非常に多いため、2回に分けてお伝えしていきます。

さて前回の二つ橋スカイツリーレター No.50 のつづきになります。

【理由その2】

主治医の書く診断書と親が書く申立書に大きな差がある

どうしても保護者は「障害基礎年金」をもらうためにご本人のことを大げさに悪く書いたりすることが多いです。それが医師の書く「診断書」と大きくズレがある場合、信憑性が疑われてしまいがちです。医師の「診断書」と保護者の「申立書」は整合性があることが重要です。これは事前にドクターに相談できる関係が築けていることが理想です。もし小さい頃からご本人を診てもらっている主治医であれば、保護者が書く「申立書」を先に主治医に渡し、それを参考に「診断書」を書いてもらうなどすると良いでしょう。そうでない場合は、主治医の書いた「診断書」を開封して中身を確認し、「診断書」と整合性の取れた「申立書」を作成するようにしましょう。保護者の書く「申立書」は盛ってはならない！ということです。

【理由その3】

安定して就労ができており、一定の収入がある

「障害基礎年金」は障害により、日常生活や仕事に支障がある人に対する生活保障になります。毎日きちんと仕事に行き、安定してひと月10万円程度の収入がある場合は、保障の対象になりにくいのです。本校の生徒は卒業後2年程度で離職する人は少ないため、20歳の誕生日からすぐにももらうことが難しいと考えられます。このように書類上はもらえる基準に達していても受給できないケースがあります。その場合、支障がないから問題なく働いているのではなく、こんなにもいろいろと配慮してもらっているのでは何とか働いている。トラブルもいくつもある（仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況なども詳しく）というような意見書を企業の上司に書いてもらうことも必要になるかもしれません。どれだけ就労が困難かということがポイントです。特に発達障害のある場合はその特性（不適應行動が見られるか、どんな場面か、パニック、興奮、こだわり等不安定な行動、自分でコントロールできない行動、頻度、日常生活への影響、支援の度合いなど）についてしっかりと伝えると非常に効果的であると言われています。

一度不支給になったとしても、状況が変われば再度申請して受給できることもあります。また逆に一度支給されたとしても更新の際、不支給となることもあります。最近では更新で不支給となるケースが増えています。申請が通った後でもドクターとの良好な関係・定期的な通院が重要です。

申請の前までに相談できる人や相談機関を作っておいて、書類等提出前に一度見ってもらうことをお勧めします。また申請までに早目の準備をしておくことが大切です。

ご不明な点がありましたら、担任またはコーディネーターまでお問合せください。

【一部ルビを省略しています】